

基本方針に関する事業進捗状況記入シート

基本的な方向性	効果的に情報を発信し支援ネットワークを強化します
施策項目等	相談機能と連携体制の強化
事業・施策	【5303】『子ども包括支援センターにおける「総合相談窓口:子どもなんでも相談」』の設置
担当課	子ども家庭支援センター
担当係	相談援護係
トピックス	令和6年度はじめ頃に(仮称)子ども包括支援センターを開所します。
現在の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待件数が右肩上がりで見られている(国全体と同様) ・児童虐待防止のために母子保健、児童福祉の組織を統一し、妊娠時期から18歳未満まで切れ目のない支援を講じている。 ・組織の一体化をしたが、業務の場所も一体化することで、子育て手続きのワンストップ化などを図り、市民の利便性の向上に資するため、(仮称)子ども包括支援センター基本計画に基づき建物を建設している。(R6年度はじめ頃開所予定) ・子どもの相談の入り口が多種多様にある状態なので、「子どもなんでも相談」を建物の開所と同時にスタートし、相談の総合窓口としていく。
今後の展開	<ul style="list-style-type: none"> ・R6年度はじめ頃に、(仮称)子ども包括支援センターの開所に併せて、子どもなんでも相談を開始する準備を進めている。 ・相談方法は、電話、面談、メールのほか、市内公立小中学校の生徒に配られているGI GA端末(クロームブック)から相談することが可能になるように調整中 ・学校でのいじめ相談があった場合に備えて、教育委員会と対応の流れを調整していく。 ・子どもなんでも相談のスタートと併せて、子どもオンブズパーソン制度を設け、子どもの権利などを守っていく ・(仮称)子ども包括支援センターが「虐待対応の部署」というイメージにならないよう、相談において敷居の低い施設にしていく。

(補足事項など)
